

2018年8月27日

各位

一般社団法人全日本テコンドー協会 総務委員会

クラウドファンディング利用について

アスリートやその関係者がクラウドファンディングを利用して、不特定多数の人からアスリートとしての活動資金を調達する事例が増えています。クラウドファンディングは、資金調達を広く行えるというメリットや宣伝効果もあることからその有用性があるといわれています。しかしながら、適切な方法で利用しなければ、様々なトラブル（法的な問題を含む）が生じるおそれもあります。

こうしたトラブルを防ぐため、当協会としては、クラウドファンディングの利用に関するガイドラインを策定しましたので、クラウドファンディングの利用にあたっては、これらを遵守いただきますようお願い申し上げます。

《クラウドファンディングの利用に関するガイドライン》

1 投資型のクラウドファンディングの利用は禁止

クラウドファンディングには①寄付型、②販売型、③投資型の3種類があります。

- ① 寄付型は、特定の活動のために寄付を募るものです。
- ② 販売型は、何からのサービスや物品を提供し、その対価として資金を得るものです。
- ③ 投資型は、特定の活動のために金銭を得て、成果に応じて一定の金銭を分配するものです。

投資型のクラウドファンディングを禁止する理由は、アスリートとして活動が、資金を増やして分配するという投資目的にそぐわないからです。

2 販売型のクラウドファンディングの留意点

(1) 法的責任を負う可能性があること

販売型の場合、提供することを約束したサービスや商品を約束どおり提供しなければ、損害賠償責任を負うことがあります。

また、提供したサービスや商品に瑕疵（通常有する品質・機能・性能・状態を欠くこと）があった場合にも損害賠償責任を負うことがあります。

こうした責任を負うことを踏まえて、必要な措置を講じるようにしてください。

(2) 当協会から支給されたジャージ等物品の提供禁止

当協会から支給されたジャージ等物品を提供の対象とすることはできません。

(3) 当協会のロゴの提供禁止

当協会の AJTA ロゴは当協会が著作権および商標権を有していますので、これを提供の対象とすることはできません。

3 クラウドファンディングで得た資金は目的に沿って利用すること

寄付型または販売型で得た資金については、クラウドファンディングで明示した目的に使用し、他の目的でしようしないようにしてください。資金を提供した人たちは、クラウドファンディングで明示された目的に賛同して資金を提供していますので、それ以外目的に使用したことが明らかになれば、トラブルが生じます。法的にも詐欺罪に該当するおそれもあるところですので、十分に留意してください。

4 税務申告をきちんとすること

寄付型または販売型で得た資金については、必要に応じて税務申告が必要となります。専門家へ相談をするなどして、適切な税務処理ができるよう準備をしておく必要があります。

5 個人情報の扱いに留意すること

クラウドファンディングは不特定多数の人から資金を調達するという特徴がありますが、反面、資金提供者がどのような人物か分からないというリスクもあります。クラウドファンディングの事業者は、自身の個人情報がどの範囲まで資金提供者に開示されるか、資金提供者との連絡方法等確認するようにしてください。

6 第三者の権利を侵害しないようにすること

クラウドファンディングの利用に当たっては、そのホームページに自らが写っている写真や映像を使用することになると思われます。自分で撮影したものでない限り、写真や映像は、著作権など法律上の権利で保護されていますので、その権利者に必ず利用許諾を得てください。利用許諾を得ないで他人の写真や映像を利用した場合、著作権法違反等で損害賠償責任や刑事責任を負う可能性があります。

7 競技者及び指導者に関する規程に従って届出または承認申請すること

クラウドファンディングは競技者及び指導者に関する規程第6条第1項(3)(4)に該当する行為と理解しております。

従いまして、原則として、当協会へ事前の書面により届出が必要となります(同規程第6条第2項)。

強化指定選手については、届出ではなく、事前の承認となり、500万円以上の金銭を調達した場合、その10%を当協会にお支払いただくこととなります(同規程第7条第1項第2項)。

8 自己責任で行うこと

クラウドファンディングの利用は、個々人の責任で行ってください。未成年者においては、必ず保護者の同意を得て行ってください。

以上